

鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と岡山県（以下「乙」という。）は、首都圏において共同で建物内のスペースを借り上げ、両県の物産の展示・販売や観光情報等の提供・発信等を行う施設（以下「アンテナショップ」という。）を開設するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（アンテナショップの基本機能）

第1条 アンテナショップは、次に掲げる機能を持った施設とする。

- (1) 両県の優れた食材・食品その他の特産品を展示・紹介・販売する機能（物販店舗）
- (2) 両県の地酒や県産食材・食品で作った軽飲食物を提供する機能（軽飲食店舗）
- (3) 両県の市町村や事業者、関係団体等が、それぞれの物産の製作実演や試食販売、独自の文化・芸能の公演、観光や移住に関するイベント等を開催する機能（催事スペース）
- (4) 両県の観光や移住等に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行う機能（観光・移住コーナー）
- (5) 両県の企業の首都圏における情報収集や受注開拓、販路拡大等、新たなビジネスチャンスの開拓を支援する機能（ビジネスセンター）

（アンテナショップの設置）

第2条 甲及び乙は、東京都港区新橋一丁目11番7号に所在する新橋センタープレイスの1階及び2階の別紙図示の部分で共同で賃借し、アンテナショップを設置する。

- 2 アンテナショップを設置する物件の賃借に係る敷金、賃借料及び共益費は、甲及び乙が2分の1ずつ負担することとし、その支払は、原則として、甲及び乙がそれぞれ直接賃貸人に対して行うものとする。
- 3 アンテナショップの設置に係る工事等に要する経費は、次に定めるところにより負担するものとする。
 - (1) 物販店舗及び軽飲食店舗の内装・設備工事に要する経費については、その一部を運営事業者（当該各店舗の運営を委託する者として甲及び乙が選定する民間事業者（各店舗につき1者とし、同一の者であることを妨げない。）をいう。以下同じ。）に負担させ、当該経費の総額から当該運営事業者の負担額を控除した額について、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。
 - (2) その他の施設（共用部分を含む。）の内装・設備工事及びアンテナショップの整備基本計画の策定委託に要する経費については、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。

（店舗の運営委託）

第3条 物販店舗及び軽飲食店舗の運営は、運営事業者に委託する。

- 2 甲及び乙は、別に定める額を運営事業者に毎年度納付させ、それぞれその2分の1ずつを収入するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 甲及び乙は、アンテナショップの設置及び管理・運営を円滑・適正に行うため、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) アンテナショップの設置に係る調整等に関する業務
 - (2) アンテナショップ全体の管理に関する業務
 - (3) アンテナショップ内の各施設の調整に関する業務

- (4) アンテナショップ内に設置する催事スペース、観光・移住コーナー及びビジネスセンターの運営に関する業務
- (5) その他アンテナショップの設置及び管理・運営を円滑・適正に行うため必要とされる業務
- 3 協議会には、甲及び乙が必要な職員を配置し、その運営に要する経費は、原則として、甲及び乙が2分の1ずつ負担する。
- 4 協議会は、別に定めるところにより催事スペースを利用する者及びビジネスセンターを利用する者から利用料を徴収して、甲及び乙に納付するものとする。

(アンテナショップの廃止)

- 第5条 甲又は乙は、アンテナショップを廃止しようとする場合は、廃止の1年以上前に相手方と協議し、その同意を得なければならない。
- 2 前項の規定による同意を得た場合においても、アンテナショップをその設置場所の賃借期間の途中で廃止するときは、当該廃止をする側は、当該賃借期間が満了するまでの間の賃借料及び共益費の2分の1に相当する額、賃貸終了後から当該設置場所の明渡しに伴う原状復旧に要する経費の2分の1に相当する額、その他当該廃止に伴って相手方に生じる損失を補償する責任を免れない。

(協議)

- 第6条 この協定の規定により難い事情が生じたとき又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年1月16日

甲 鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

乙 岡山県
岡山県知事

伊原木隆太

